

これまでの主な取り組み及び当面予定されている対応

1. 患者・国民に対する情報提供関係

(1) これまでの主な取り組み

- 院内掲示の義務化（第2次医療法改正）
- 「インフォームドコンセント」の努力義務の法定化（第3次医療法改正）
- 診療情報を提供している旨を広告可能事項に追加（第4次医療法改正）
- 広告規制の大幅緩和（平成14年4月）
- 病院機能評価結果を原則公開（平成14年9月）
- インターネットによる情報提供の推進 ～ インターネットによる情報提供は、基本的には医療法で規制するのではなく、情報提供者の自主的な判断や信頼性の確保方に委ねつつ、多様な情報提供を推進することが適当（インターネット等による医療情報に関する検討会：平成14年12月）
- 医療に関する相談体制（医療安全支援センター）の整備（平成15年度）
- 診療情報の提供等に関する指針を策定（平成15年9月）

(2) 当面予定されている対応

（医療機関情報の提供の推進）

- 広告規制の逐次緩和

（診療情報の提供の促進）

- 個人情報保護法の施行により、診療情報開示等についての法的基盤が確立

（根拠に基づく医療（EBM）の推進）

- EBMに基づく診療ガイドラインについて、国民向けのものも策定し、データベースの運用を開始予定

（情報化の推進と個人情報保護）

- 医療に関する用語・コードの標準化を推進
- 医療情報をネットワークで送信する場合の情報セキュリティ等に関する検討を推進。
- 電子カルテの様式や運営方法の標準化について検討。

- 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月）
 - ・ 医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講じる。
 - ・ 個人情報の管理が確保されている場合には、電子カルテ等の診療情報について医療機関以外であっても外部保存を認める措置を講ずる。

2. 医療機関の管理・運営関係

(1) これまでの主な取り組み

- 特定機能病院、療養型病床群の導入（第2次医療法改正）
- 医療機関の業務委託水準の確保（第2次医療法改正）
- 地域医療支援病院の導入（第3次医療法改正）
- 病院の薬剤師の配置基準の見直し（平成10年）
- 病床区分の見直しにより従来の病院のその他病床を「一般病床」と「療養病床」に区分（第4次医療法改正）
- 「一般病床」の看護職員配置基準の引上げ（第4次医療法改正）
- 構造設備基準の一部緩和（第4次医療法改正）
- 病院・有床診療所への医療安全管理体制の義務付け（平成14年10月）
- 特定機能病院等に安全管理者の設置等を義務付け（平成15年4月）

(2) 当面予定されている対応

- 医療に係る事故事例情報を収集分析し、医療現場にフィードバックすることによる医療事故の発生予防・再発防止のシステムを構築すべき。（医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会：平成15年4月）

3. 医療法人関係

(1) これまでの主な取り組み

- 医療法人の附帯業務の範囲の拡大（健康増進施設：第2次医療法改正、老人居宅介護事業等：第3次医療法改正）
- 医療法人の理事長要件の見直し（平成14年4月）
- 公益性の高い特定医療法人、特別医療法人等について、決算書等の経営情報の積極

的開示を求める通知を発出（平成14年4月）

（2）当面予定されている対応

- 「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書（平成15年3月）に基づき具体的措置
 - ・ 公益性の高い特別・特定医療法人の普及に向けた要件緩和
 - ・ 非営利性の徹底
 - ・ 新たな病院会計準則の制定
 - ・ 医療機関債の発行等資金調達手段の多様化に向けた環境整備等

4. 医療計画関係

（1）これまでの主な取り組み

- 医療計画記載事項の追加（医療提供施設の整備目標、機能分担・連携、救急医療の確保等：第3次医療法改正）
- 基準病床数算定式の見直し（流入流出加算に関し都道府県知事の裁量により設定できるよう弾力化、平均在院日数の短縮化傾向の加味：第4次医療法改正）

（2）当面予定されている対応

- 平成15年8月に「医療計画の見直し等に関する検討会」を開催し、
 - ・ 現行制度の評価と今後の在り方（現行の医療計画制度の評価等、諸外国の医療計画制度、医療計画制度の見直しの視点等）
 - ・ 現行の医療計画に係る課題への対処（基準病床数の算定式、病床の特例、既存病床数の補正、記載事項等）
- について検討開始（平成16年末を目途に報告書を取りまとめる予定）。

5. 医療資格者関係

（1）これまでの主な取り組み

- 医師の指示に基づく看護師等による静脈注射の実施を診療の補助行為とする。（平成14年9月）
- 心肺停止患者の救命率の向上を図るため、救急救命士の業務を見直し（平成15年4月）

- 遠隔診療が可能な範囲を拡大（平成15年3月）
- 在宅ALS患者の療養生活支援のための業務の見直し（平成15年5月）
- 専門看護師等の養成・普及の推進

(2) 当面予定されている対応

- 医師・歯科医師の臨床研修の必修化（平成16年度、18年度）
- 新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会の開催（平成15年9月～）
- 新たな看護のあり方に関する検討会報告書（平成15年3月）
 - ・ 在宅で死を迎える患者への対応について、看護師等を支援するマニュアルの作成、普及
 - ・ 看護師等の専門性を活用した麻薬製剤による適切な疼痛緩和の実施
- 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月）
 - ・ 平成16年度からの医師の臨床研修化に向けた臨床研修制度の改革や生涯教育の充実、研究の促進とその成果の普及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確保を図る。
 - ・ まずは既に示されている訪問介護と訪問看護の連携に関する具体的事例について更に周知を図るとともに、一定の場合についてホームヘルパー等が痰の吸引を行うことに関して具体的に検討し、結論を得るとともに、引き続き、それ以外の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し明確化していく。

病院を選ぶ際の情報源

1 病院を選ぶ際に参考にした情報の有無 (複数回答)

	外来	入院	備考
参考にしたものがある	31.4%	27.8%	
参考にしたものはない	37.4%	26.7%	
医師から指定された	18.0%	34.7%	
不詳	13.3%	10.8%	

(出所) 厚生労働省「平成11年 受療行動調査」

2 参考にした情報の種類 (複数回答)

	外来	入院	備考
家族・友人・知人から聞いた	74.0%	69.5%	
広告を見た	4.1%	3.7%	広告(新聞、雑誌、テレビ、電話帳、看板など)を見た
刊行物や番組を見た	2.0%	2.5%	刊行物(新聞、雑誌、単行本など)や番組(テレビ、ラジオ)を見た
インターネットを見た	0.4%	0.5%	
保健所など行政機関で聞いた	4.4%	7.2%	
その他	18.2%	21.5%	
不詳	2.1%	3.4%	

(出所) 厚生労働省「平成11年 受療行動調査」

【国民が求める医療情報および情報媒体】

1-2 医療情報

国民は医療機関や医師に関する幅広い情報を求めている。特に医療機関の専門や診療時間などの基本情報、医療機関の特色や実績、連携医療機関に関わる情報への要望が高かった。一方、患者調査で医療機関選択にあたって実際に利用した情報を尋ねると、診療時間などの基本情報、予約制の有無や待ち時間、スタッフの人数などの割合が上位であった。ただし、患者の情報収集の度合いは全般に低かった。また、患者の情報経路は、家族や知人からの情報が半分以上を占めていた。

医療機関側からの情報提供が求められているとともに、国民と患者の間にある「ニーズ」と「活用」のギャップについても検討が必要であろう。

欲しい情報

国民が求める医療情報は、医療機関が得意とする手術や治療実績が51%、診療日や診療時間などの情報が42.5%、医療機器の導入状況が28.3%となっている（図2-4）。さらに、主要な手術や処置に関わる医療機関の方針（26.8%）や連携している医療機関名（23.3%）が続いている。一方、患者が、通院中の医療機関を選ぶときに何らかの形で参照した情報を尋ねると、診察日・時間が最も多く（31.1%）、続いて、医療機関が得意とする手術や治療（12.6%）、予約制の有無や待ち時間（11.4%）、連携している医療機関名（10.8%）、スタッフの人数（8.7%）となっている（図2-5）。

（出典：平成14年度第1回医療に関する国民意識調査（日医総研）より抜粋）

図2-4 国民が求める医療情報（国民）〔国25〕

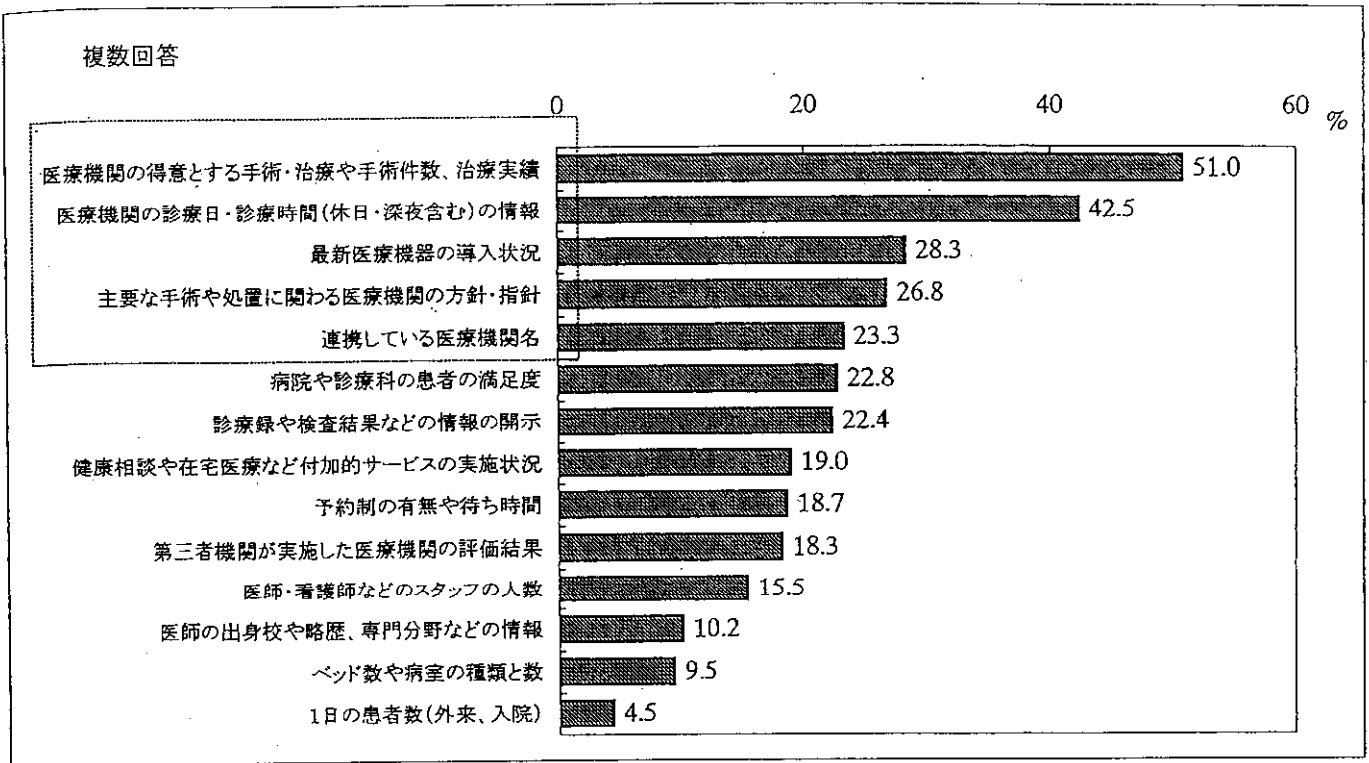
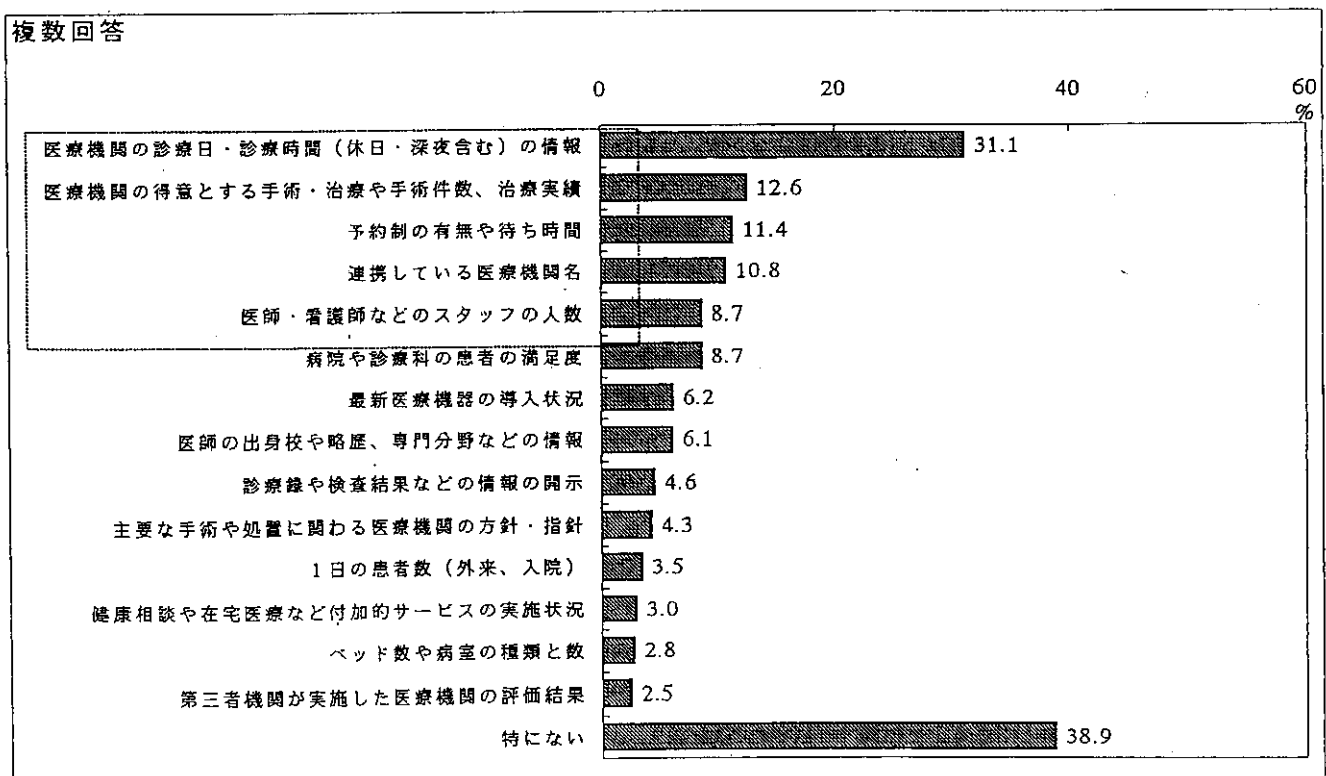


図2-5 通院中の医療機関を選ぶときに実際に得た情報（患者）〔患22〕



情報の媒体

どのような媒体で医療情報を得たいか、という質問に対して、国民調査では、役所など公共機関からの情報が42.2%で最も多く、新聞、雑誌、チラシなどの印刷媒体が25.5%、インターネットによる情報が22.6%となった(図2-6)。

一方、患者調査では、まず、通院中の医療機関に関して家族や知人から情報を得たかを尋ねた。すると、53.6%が家族や知人から情報を得ていた。さらに家族や知人からは情報を得なかった人について、どのような媒体で情報を得たかを尋ねると、「特にない」と回答した患者が52.4%を占めた。最も高かったのは役所の広報誌など公共機関の情報(4.6%)で、インターネットによるホームページの利用は1.9%と低率であった(図2-7)。「その他」の回答率が29.9%と高かったが、その多くは、かかりつけ医の推薦、もしくは医療機関が近隣であることからの選択であった。

患者のうち、知人や家族以外の媒体経由で情報を利用していた人の割合は低く、インターネットを含む多くの経路から情報を望んでいる一般国民との間に差違がみられた。

図2-6 求める情報媒体（国民）〔国25〕

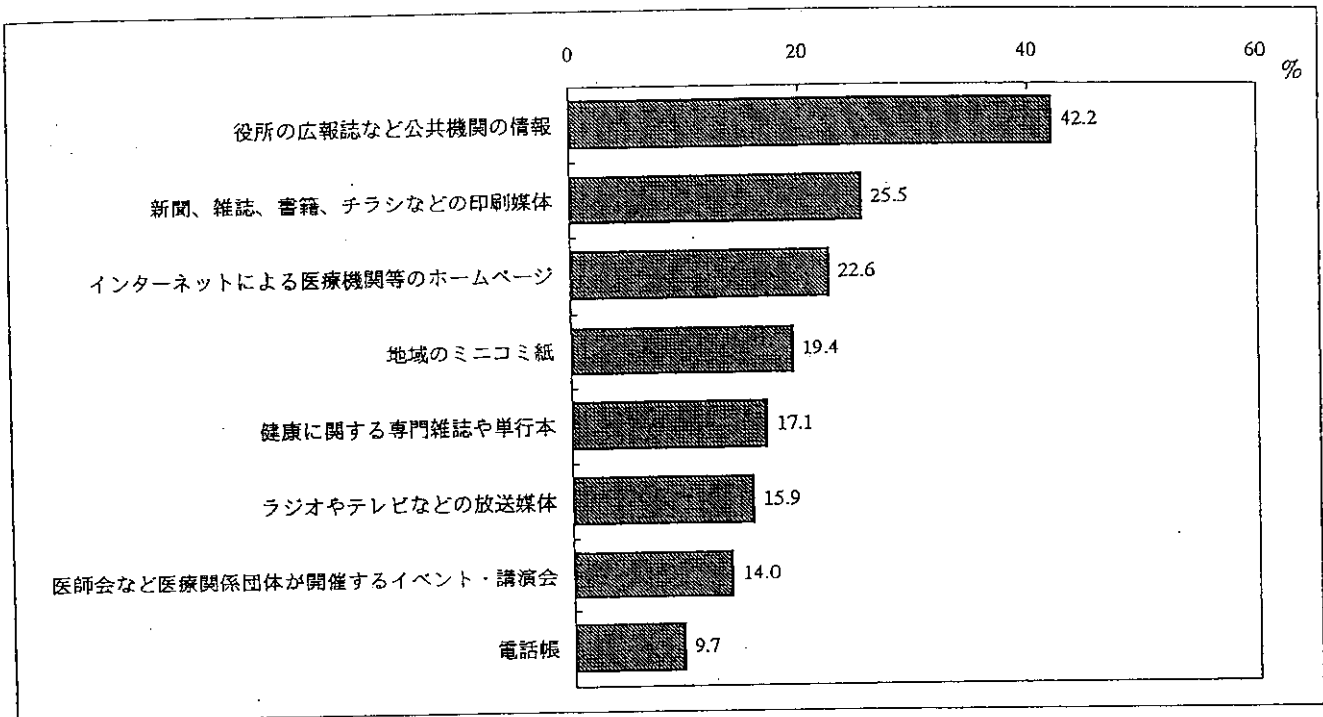
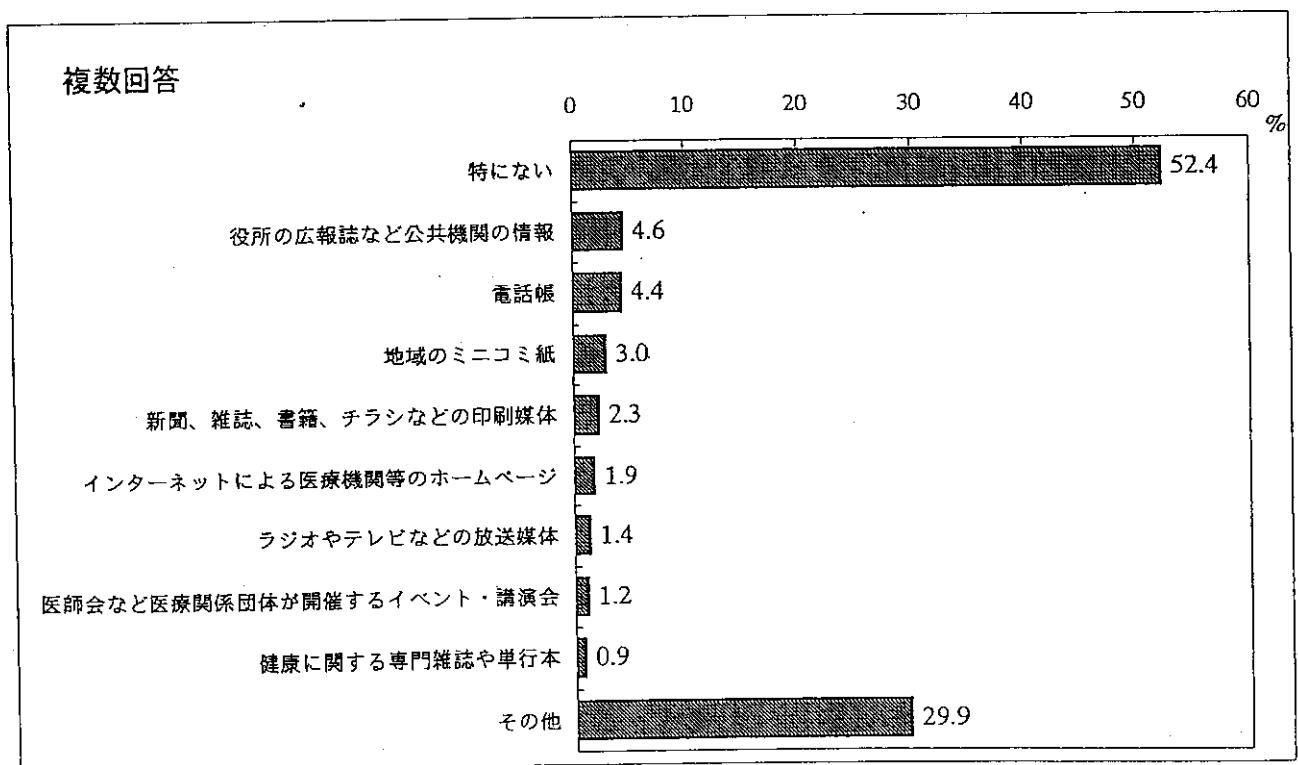
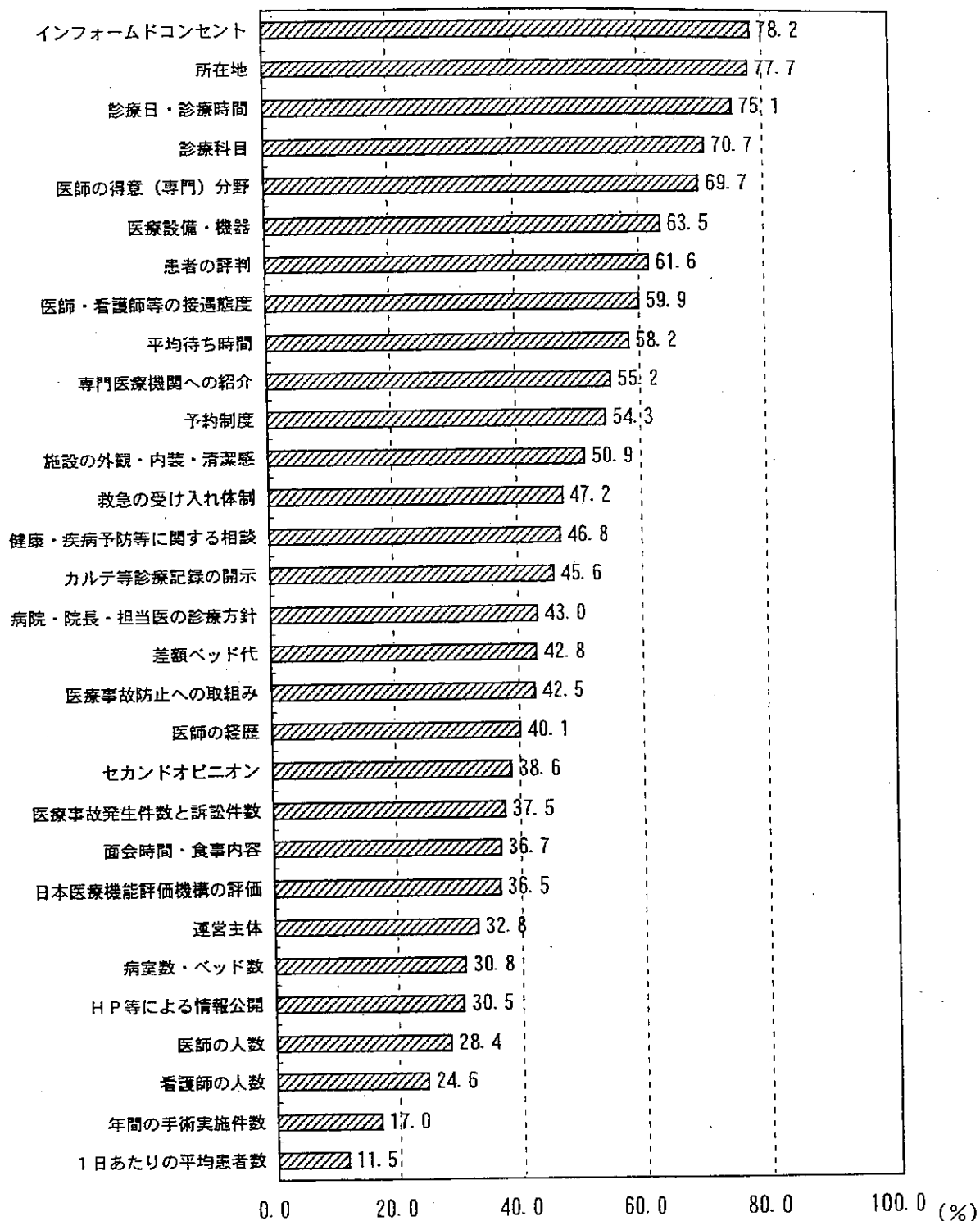


図2-7 使用した情報媒体（患者）〔患21付問〕



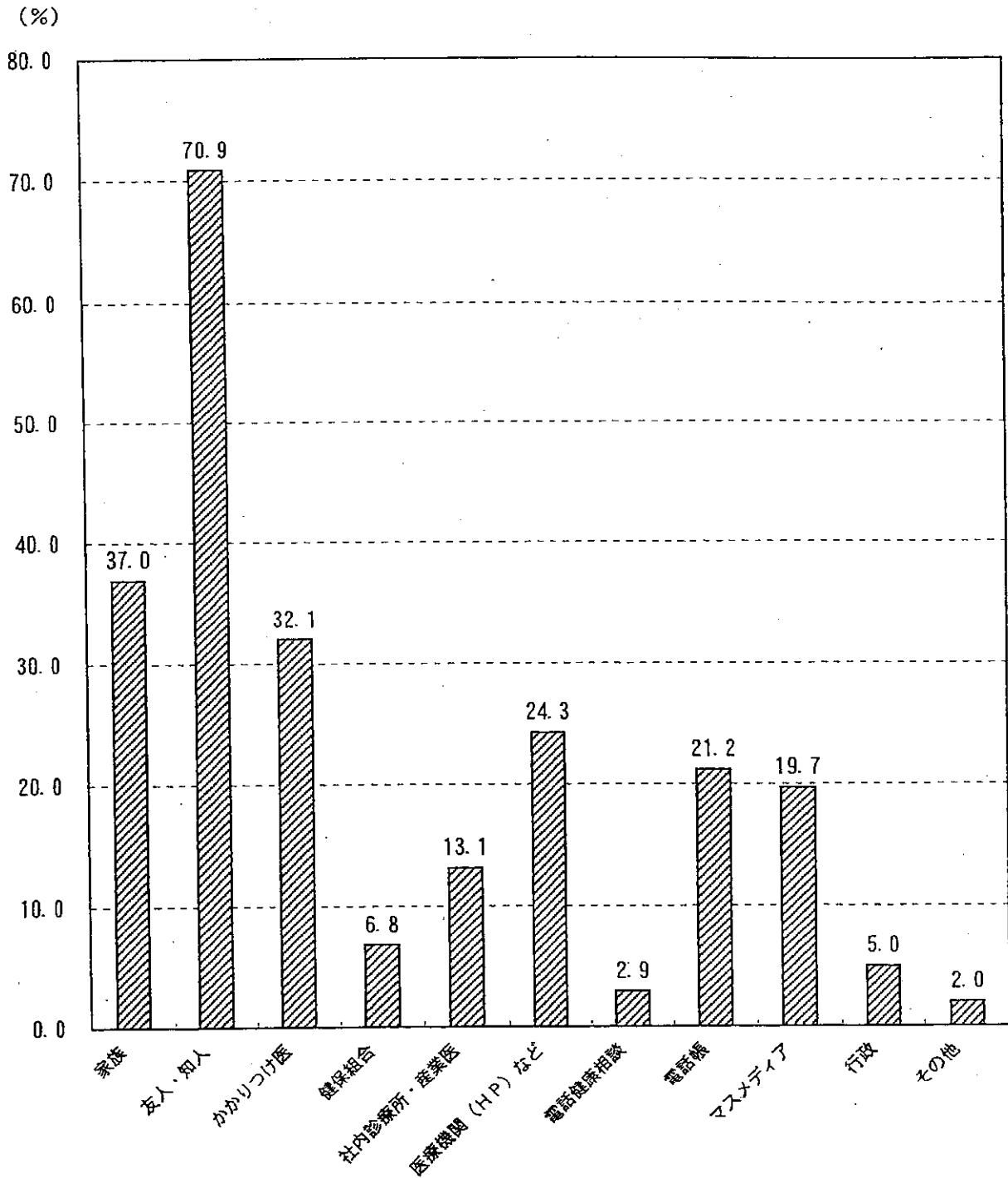
医療機関を選ぶ際に知りたい情報



(備考) 「医療機関を選ぶ際に、どのような情報を知りたいですか。どうしても知りたい情報をすべて選んでください。」という問に対する回答(複数回答)

(出所) 保険者機能を推進する会調べ(36健康保険組合の被保険者を対象としたアンケート調査。回答率54%。有効回答数34,000件。平成14年2月実施)

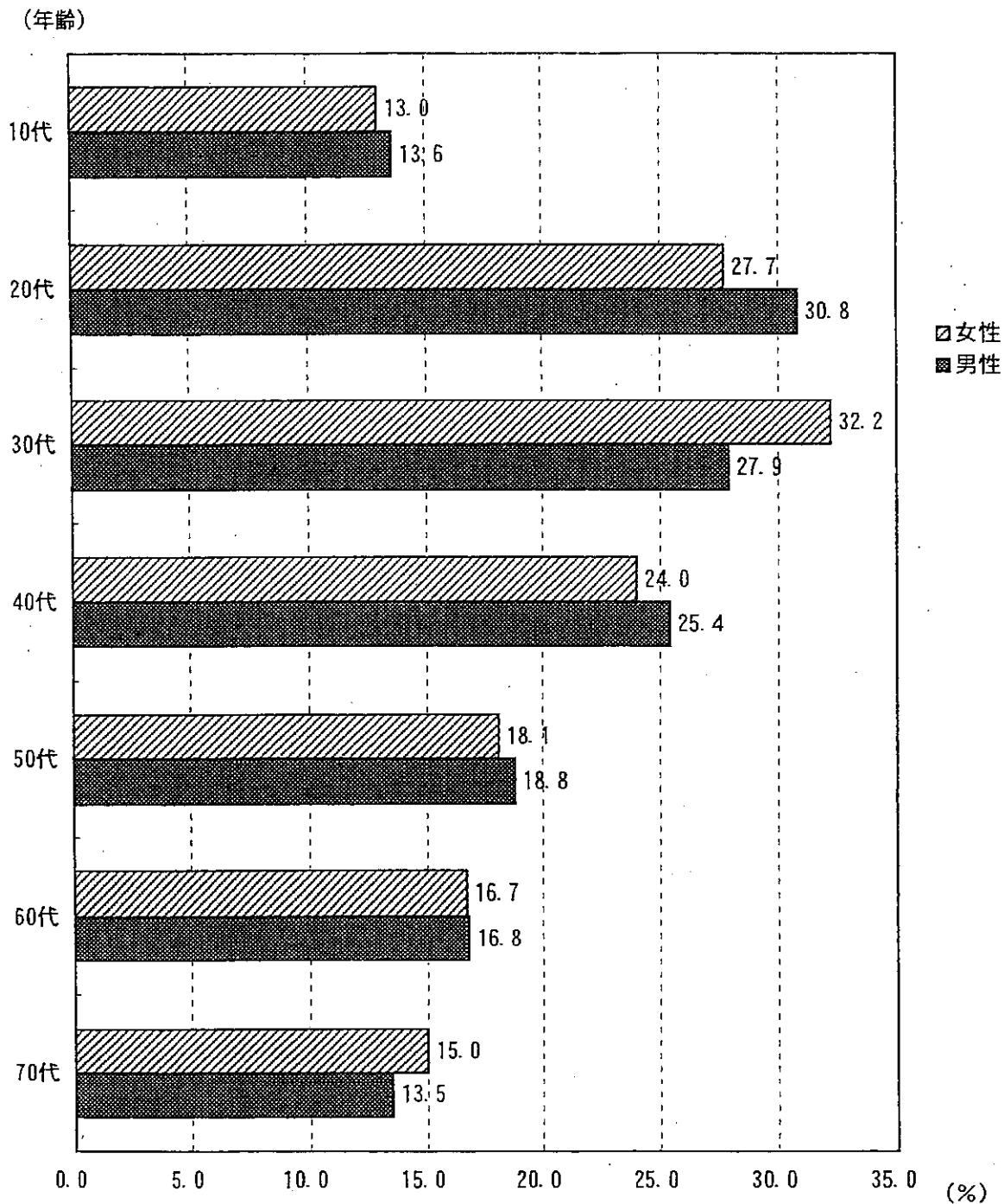
医療機関を選ぶ際の情報入手先



(備考) 「医療機関を選ぶ際に知りたい情報をどこから入手しますか。」という問に対する回答 (複数回答)

(出所) 保険者機能を推進する会調べ (36健康保険組合の被保険者を対象としたアンケート調査。回答率54%。有効回答数34,000件。平成14年2月実施)

(参考) 医療機関を選ぶ際の情報入手先について、
医療機関（HP）と回答した者の内訳



※ 回答総数8,356人（男性5,645人、女性2,711人）

（出所）保険者機能を推進する会調べ（36健康保険組合の被保険者を対象としたアンケート調査。回答率54%。有効回答数34,000件。平成14年2月実施）

「インターネット等による医療情報に関する検討会報告書」の概要

平成14年12月26日

検討の経緯

- 平成14年6月19日、患者の視点を尊重した医療の提供を推進するとともに、我が国におけるIT化の進展も踏まえて、患者・国民にインターネットを通じて医療機関等に関する情報を提供する方策について幅広く検討するため、厚生労働省医政局において「インターネット等による医療情報に関する検討会」（座長：大山永昭東京工業大学教授）を開催した。
- 以後、インターネットによる医療情報の提供の在り方やその信頼性を確保する方策などについて、委員からの意見発表と関係者からの意見聴取を実施しながら7回にわたって議論を重ね、12月26日に検討会としての意見を集約して報告書を取りまとめた。

報告書のポイント

報告書は、インターネットによる適正な医療情報の提供を推進し、患者・国民の選択を尊重した医療の提供を促進する観点から、次のように提言。

- ① インターネットを通じて患者・国民に医療情報を提供するに当たっては、公的機関、医療機関、民間団体等によってそれぞれの特色を生かして様々な情報が積極的に提供されることが、患者・国民による医療機関の選択に資すること。
- ② 患者・国民に提供される医療情報については、公的機関にあっては客観的・検証可能な情報を積極的に提供し、さらに、医療機関、民間団体等にあっては特色ある多様な情報も提供していくことが望まれること。
- ③ インターネットによって患者・国民に提供される情報の内容については、基本的には、医療法によって規制するのではなく、提供者の自主的な判断にゆだねつつ、その信頼性を確保するための方策を講じることが必要であること。
- ④ この場合において、民間団体等による自主的な取組を図ることを基本的な考え方とし、具体的方策についてはインターネットによる医療情報の提供の進展等を踏まえて更に検討していく必要があること。